

射水市下村パークゴルフ場食堂運営事業者に係る募集要項

1 基本的要件

(1) 射水市下村パークゴルフ場(以下「施設」という。)の概要

所在地	射水市加茂中部569番地
施設概要	地上1階、鉄骨造、529.47㎡
供用日	パークゴルフコースにおいては、4月1日から12月第2週の日曜日までの日。管理棟においては、1月4日から12月28日までの日。ただし、火曜日(休日に当たるときはその翌日)は休館日。施設管理者の判断により、臨時で休館とする日もある。
開館時間	午前9時から午後5時まで(6月15日から9月15日においては、午前9時から午後6時まで)
食堂面積	34.51㎡

(2) 使用許可について

使用許可期間は、採用決定事業者より提出される「射水市行政財産使用許可申請書」をもって市が許可する期間とする。

なお、この期間には食堂の開設に伴う設備の設置、開店準備及び閉店に伴う現状復旧に要する期間を含むものとする。

使用面積及び使用部分についても、「射水市行政財産使用許可申請書」をもって市が許可する範囲とし、許可範囲を超えて使用してはならない。

2 食堂

(1) 営業時間

営業に関して施設を使用できる時間は施設の開館時間に準じることとし、それ以外の使用は不可とする。

営業時間は、施設の休館日を除いて、少なくとも午前11時から午後2時まででは営業を行うこと。それ以外の時間については協議する。

土曜日・日曜日は、大会等の開催により食堂の需要が大きいため原則開店することとし、施設の休館日以外にやむを得ず休業する場合は事前に施設管理者と協議すること。

パークゴルフコースの閉鎖期間(12月第2週の月曜日から3月31日まで)においても、営業は可とする。

(2) 食堂の設備、什器備品等

厨房内で使用する調理備品や食器類等については、運営事業者（以下「事業者」という。）の負担とする。

(3) 電話設置費用

外線電話を設置する場合は射水市と協議することとし、外線電話の工事費用、通信機器等は事業者が負担すること。

(4) 提供商品及び提供価格

提供メニュー及び提供価格は、「 7 要求事項」を満たすことを前提に常識的な範囲で事業者が決定できる。

(5) 張り紙、看板等の表示

原則として認めないが、表示箇所・看板等の色彩及び数量等について、射水市及び施設管理者と協議のうえ、施設敷地内の他の施設との一体性を保つと認められる場合のみ許可する。

(6) 廃棄物の回収・処理

廃棄物の回収・処理については、事業者の負担により責任をもって行うこと。

(7) 食材等の搬入・搬出

食材等の搬入・搬出の時間は施設開館時間内に行うこと。また、搬入出経路については、施設管理者の指示に従うこと。

(8) 従業員の駐車場

従業員の駐車場については、施設管理者の指定する駐車場を利用すること。

(9) 使用上の制限

使用物件は、善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。また、事業者は、使用物件を食堂の営業以外の用途に供してはならない。

3 その他事項

(1) 営業に伴う関係法令上の手続

営業に伴い関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて事業者負担において行うこと。

(2) 衛生管理

事業者は、食堂厨房諸室の衛生管理について関係法令等を遵守し、衛生管理に十分注意を払うとともに、これらにおいて発生した問題等については、直ちに市に報告の

上、すべて事業者の負担と責任において対処すること。

(3) ごみ処理等

ごみや残飯等の処理についてはできる限り資源化して、減量化に努めること。また、食堂内は禁煙とし、食堂外に灰皿を設置することもできない。

(4) 清掃

厨房諸室の日常・定期清掃や害虫駆除は事業者の負担で行うこと。

(5) 第三者の使用禁止

事業者は、使用許可を受けた部分について第三者へ譲渡及び転貸しないこと。

(6) 使用許可の取消又は変更

射水市は、次のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができる。この場合において、事業者に損害又は損失が生じても、市はその賠償又は補償の責めを負わない。

市が使用物件を必要とするとき。

事業者が使用料の未納等行政財産の使用許可書の各条項に違反したとき。

応募資格の詐称その他不正な手段により使用許可を受けたとき。

施設管理者の許可なく休業したとき。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条に規定された許可の取消又は営業の禁停止を受けたとき。

(7) 現状回復及び返還

使用期間満了前に事業者都合により使用を中止する場合は、3か月前までに射水市及び施設管理者に申し出ること。

使用期間が取消されたとき又は事業者都合で使用を中止するとき若しくは使用期間が満了したときは、現状回復をした上で返還すること。その際、原状回復に係る費用（事業者が設置した備品の撤去や清掃等）は事業者負担とする。ただし、射水市と協議を行い、特に承認した場合はこの限りではない。

(8) 損害賠償

事業者の責めに帰すべき理由により、射水市又は第三者に損害を与えた場合には、すべて事業者の負担と責任において賠償すること。

(9) 法令等の遵守

本件の使用に当たっては、関係法令及び規定を遵守すること。

(10) その他

このほか営業に際し必要な事項が生じた場合は、射水市及び施設管理者と協議すること。

5 使用料

(1) 使用料は、食堂厨房諸室の面積に応じ射水市が算定した行政財産使用料を支払う。

【参考】平成30年度食堂使用料 111,700円(年額)

(2) 光熱水費の負担については、次のとおりとする。

食堂厨房諸室の電気料は個別に設置したメーターにより算定し、行政財産使用料とは別に射水市に支払う。

水道料・ガス代については、施設管理者が使用料を算定し、指定管理者に支払う。

(3) 使用料については、見直しにより変動する場合がある。また、使用許可の日までに関係法令等の制定または改正が行われた場合は、別途協議するものとする。

6 経費の負担

(1) 使用物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、清掃、防虫防鼠、消毒等の衛生管理、ごみ処理に係る経費等、営業に係るすべての経費及び備品撤去や清掃等、使用物件の返還に係るすべての経費は事業者の負担とする。

(2) 使用料等の振込手数料が必要な場合は、事業者の負担とする。

7 要求事項

(1) 食堂の営業内容

メニューの内容や価格については、利用者の利便性とサービス向上を前提に事業者が決定できる。

食事について豊富なメニュー内容の企画、提案を行うこと。

できるだけ安価で利用しやすい価格設定とすること。

食堂でのアルコール類の提供については認めない。

(2) その他事項

各設備や機器のメンテナンス、維持管理を適切に行うこと。

夜間・休日等の時間外においても連絡可能な体制を構築すること。

8 応募・選定手続

(1) 募集

令和2年4月1日から4月30日まで

(2) 申請方法

申請に当たっては、以下の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただく場合があります。

ア 申込書（様式第1号）

イ 組織の概要書（様式第2号）

ウ 個人調書（様式第3号）及び資格の写し

エ 営業方針調書（様式第4号の1と2）

オ その他添付書類

法人の登記事項証明書（個人にあたっては、住民票）

営業許可書（現在運営している店舗の営業許可書の写し）

申請するために必要な免許等の写し

財務諸表類の写し（直近3か年分）

- ・法人にあっては、貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの
- ・個人にあっては、所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写しを含む）

納税証明書（滞納がないことを証明する書類）直近1か年分

市税、県税及び国税。法人にあっては法人の、法人格を有していない団体等にあってはその代表者について、提出してください。

申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

カ その他教育委員会が必要と認める書類

提出先及び提出方法

以下の提出先に持参又は郵送で提出してください。電子メール、FAXでの提出は認めません。

(提出先)

射水市教育委員会生涯学習・スポーツ課スポーツ推進係

〒939 0294 射水市新開発 410 番地 1

提出期間

令和2年4月1日から4月30日午後5時まで（郵送の場合は郵便書留により提出期限日の午後5時までには必着）

その他留意事項

- ・ 申請書提出後は、申請書の内容の変更、再提出及び差替えを認めません。
- ・ 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ・ 申請に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- ・ 提出された書類は返却しません。
- ・ 提出された書類は射水市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等不開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

(3) 現地見学について

必要に応じて開催しますので、希望の方は末尾の問い合わせ先へご連絡ください。

(4) 審査方法及び審査基準

審査方法

提出された書類に基づき面談及び審査を行います。必要に応じてプレゼンテーションを行う場合があります。

審査基準

審査に当たっては、次の審査基準に基づき採点し、その得点が最も高かった者を採用することとします。

なお、次の審査基準に基づいた得点の合計点が、満点の6割に達していない場合は、基準に満たなかったと判断し、選定しないこととします。

審査項目	審査の視点
運営方法 安全・衛生管理	<ul style="list-style-type: none">・ 営業時間、運営方針・ 地域貢献、営業実績・ 特徴的なサービス内容の提案があるか (障がい者又は高齢者の積極的な雇用、イベントの実施、軽食菓子等の物販 など)・ 日常清掃・ 食材管理、食中毒予防・ 事故対応 など
提供形態・内容の魅力度	<ul style="list-style-type: none">・ 食事について豊富なメニュー内容の企画、提案

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価格設定 ・ 食材（地産地消の推進等）
利用者への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 清算方法（現金、食券、ICカード、ポイント付与） ・ 予約注文方法 など

審査結果

審査結果については、審査が終了した時点において、全ての審査対象者に通知します。

（５）スケジュール

4月 1日	募集開始
4月30日	応募書類提出期限
5月上旬～中旬	射水市、施設管理者との面談
5月下旬	事業者選定会、結果通知

申込み・問合せ先

〒939-0294 富山県射水市新開発410番地1

射水市教育委員会 生涯学習・スポーツ課 スポーツ推進係

（電話）0766-51-6637 （FAX）0766-51-6663

（メール）sports@city.imizu.lg.jp